最終更新日:令和6年10月28日

公益財団法人日本相撲連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.nihonsumo-renmei.jp/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に 関する基本計画を策定 し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	【審査基準(1)について】 「公益財団法人日本相撲連盟 中長期計画2022~2026」を策定した。 【審査基準(2)について】 「公益財団法人日本相撲連盟 中長期計画2022~2026」を本連盟HPで公表している。 https://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/chucho_22-26.pdf 【審査基準(3)について】 常務理事会に各専門委員会の委員長をオブザーバーとして招き、広く意見の集約を行った。	1.中長期計画2022~2026 2.令和3年度第3回理事会 議事録 3.常務理事会招集者名簿 (令和5・6年度)
2	[原則1] 組織運営等に 関する基本計画を策定 し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	を策定した。	1.中長期計画2022~2026 2.令和3年度第3回理事会 議事録 3.常務理事会招集者名簿 (令和5・6年度)
3	[原則1]組織運営等に 関する基本計画を策定 し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	【審査基準(1)について】 「公益財団法人日本相撲連盟 中長期計画2022~2026」3項に財務の健全性確保に関する計画を策定した。 【審査基準(2)について】 「公益財団法人日本相撲連盟 中長期計画2022~2026」3項に財務の健全性確保に関する計画を本連盟HPで公表している。 https://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/chucho_22-26.pdf 【審査基準(3)について】 計画策定に当たっては、常務理事会に各専門委員会の委員長をオブザーバーとして招き、広く意見の集約を行った。	1.中長期計画2022~2026 2.令和3年度第3回理事会 議事録 3.常務理事会招集者名簿 (令和5・6年度)

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	員等の体制を整備すべ	(1) 組織の役員及び評議員の構成等に おける多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40% 以上)を設定するとともに、その 達成に向けた具体的な方策を講じ ること	「公益財団法人日本相撲連盟 中長期計画2022~2026」2項「人材の採用及び育成に関する計画」で設定した目標 6人/26人 23%(令和5年6月役員改選後) 7人/26人 27%(令和7年6月役員改選後) に対し、	4.令和 5 · 6 年度役員名 簿 9.「定款」"
5	員等の体制を整備すべ	組織の役員及び評議員の構成等に	「公益財団法人日本相撲連盟 中長期計画2022~2026」2項「人材の採用及び育成に関する計画」で目標を設定し、実行計画を策定した。 現状:5人/18人 28%(令和3年6月改選後) 目標:6人/18人 33%(令和7年6月改選後)	5.令和3~6年度評議員 名簿

審査項目	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
通し番号	原則	番 直坝日	自己就明	正 您音類
通し番号	営を確保するための役 員等の体制を整備すべ	③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	新型コロナウィルス感染症の感染拡大により、委員会発足が遅れたが令和3年11月20日に第一回委員会が開催された。 令和6年度開催予定:令和6年11月30日	6.「選手委員会規程」 7.選手委員会委員名簿(令和5·6年度) 8.令和3年度選手委員会 議事録
7	営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、 実効性の確保を図ること	【審査基準(1)について】 現行適正な規模と考える。	4.令和5・6年度役員名 簿 9.「定款」 10.「役員候補者の推薦 等に関する規程」
8	営を確保するための役 員等の体制を整備すべ		【番倉基準(1)について】 役員候補者の推薦等に関する規程第6条に規定している。(就任時70歳未満) 従来、年齢制限の対象外とされている会長・副会長についても、「就任時75歳未満」との規定を追加 した。(令和5年3月改正。)	9.「定款」 10.「役員候補者の推薦 等に関する規程」
9	営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	②理事が原則として10年を超えて 在任することがないよう再任回数 の上限を設けること	再任回数の上限等について、役員候補者の推薦等に関する規程を改正。	10.「役員候補者の推薦 等に関する規程」 4.令和5・6年度役員名 簿 1.中長期計画2022~2026 13.令和5・6年度役員 候補者選考委員会議事録
			。 ともあれ、役員の年齢制限について規定し、再任回数の上限についても規程の改正を実現しており 、役員の新陳代謝を図るべく、組織として合意形成を行っている。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4)独立した諮問委員会として 役員候補者選考委員会を設置し、 構成員に有識者を配置すること	令和5年3月、「役員候補者の推薦等に関する規程」を改正、「役員候補者選考委員会」の根拠規定 を追加。 委員には有識者も含まれる旨、明記。 それに基づき、令和5年6月の役員改選に当たっては、事前に同委員会を開催し、候補者の選定を行っ た。	10.「役員候補者の推薦 等に関する規程」 13.令和5・6年度役員 候補者選考委員会議事録
11	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべ きである。	成員が適用対象となる法令を遵守	【審査基準(1)について】 「倫理規程(特に第3条)」、「法令統治委員会規程」を整備し、本連盟HPで公表している。 https://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/kitei.pdf	14.「倫理規程」 36.「法令統治委員会規 程」
12	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべ きである。	程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる	【審査基準(1)について】 運営に関して必要となる規程(会員登録規程、会計処理規程、総務委員会規程、事務局規程)を整備の上、HPで公表している。 https://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/kitei.pdf	15.「総務委員会規程」 16.「事務局規程」 23.「会計処理規程」 25.「会員登録規程」
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべ きである。		【審査基準(1)について】 法人の業務に関する規定(危機管理規程、総務委員会規程、印章取扱規程、個人情報取扱い指針)を整備の上、HPで公表している。 https://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/kitei.pdf	45.「危機管理規程」 15.「総務委員会規程」 17.「印章取扱規程」 18.「個人情報取扱い指 針」
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	程を整備すること	【審査基準(1)について】 「定款」第31条、「理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程」「評議員の報酬等及び費用に関する規程」、「契約職員給与規程」に定め、本連盟HPで公開している。 https://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/kitei.pdf	9.「定款」 19.「理事及び監事の報 酬等及び費用に関する規 程」 20.「契約職員給与規程」 21.「評議員の報酬等及 び費用に関する規程」
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべ きである。	程を整備すること	【審査基準(1)について】 「会計処理規程」、「加盟団体分担金、登録料及び役員会費の使途に関する規程」を整備の上、HPで公表している。 https://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/kitei.pdf	23.「会計処理規程」 22.「加盟分担金、登録 料及び役員会費の使途に 関する規程」

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべ きである。			9.「定款」 24.「役員会費規程」 25.「会員登録規程」 26.「段位審査委員会規 程」 32.「公認審判員規程」
17		(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	【審査基準(1)について】 全日本選手権出場選手については、「全日本相撲選手権大会出場選手選考基準」によるランキングを基に選考を行う。 世界選手権等の代表選手については、全日本相撲個人体重別選手権の優勝者を選考する。 令和6年5月開催の第3回全日本相撲個人体重別選手権大会の出場者の中から、令和6年度第7回常務理事会において選出理由を明示して決定。 【審査基準(2)について】 権利保護については、「競技者規程」(紛争時のスポーツ仲裁自動応諾条項あり)、「肖像権取扱規程」、「個人功労者、優秀団体等の表彰に関する規程」を整備し、HPで公表している。 https://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/kitei.pdf 【審査基準(3)について】 競技委員会で選考案を作成し、常務理事会で決定する。	28.第3回全日本相撲個 人体重別選手権大会要項 29.「競技者規程」 30.「肖像権取扱規程」 31.「個人功労者、優秀
18		(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 「公認審判員規程」「競技会規程」に基づき、各大会準備委員会が選考している。	32.「公認審判員規程」 33.「競技会規程」
19		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	【審査基準(1)について】 常務理事(法令統治委員長)が元・参議院法制局第四部長の経歴で、法制の専門家であり、規程の整備や法令・規約に沿った法人運営に意を用いているとともに、日常的に傘下団体を含む役職員や会員からの相談等に応じている。 【審査基準(2)について】 役員中に、法律専門家2名、医科学専門家2名をはじめ、経営実務家も複数含まれ、また評議員中にも法律、会計等の専門家が在籍しているとともに、各専門委員会の委員には法律家、会計士、幹部官僚0B、実業家等、多彩な人材がそろっており、幅広く専門的見地から対応している。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべ きである。		【審査基準(1)について】 法令統治委員会を設置し、令和5年度については3月に開催し、また令和6年度は10月に開催し、常にコンプライアンス遵守に配意して法人運営に当たっている。 【審査基準(2)について】 法令統治委員会規程を整備し、本連盟HPで公開している。法制の専門家である委員長の主導のもときちんとした規約類を整備しているとともに、理事会、都道府県代表者会議、指導者研修会、審判講習会、大会開催時等の機会に、ガバナンス・コンプライアンス・インテグリティ研修を行い、周知・啓蒙に努めている。 なお、「令和6年度事業計画」において「(2)相撲に係る講習会の開催及び指導者の養成に関する事業」の中で、「スポーツインテグリティ講習会の開催」、「理事会、全国加盟団体代表者会議でのガバナンスに関する啓発活動」について規定されている。 【審査基準(3)について】 2名の女性委員が選任されていたが、うち1名は本年7月に逝去。	36. 「法令統治委員会規程」 37.法令統治委員会名簿 (令和5~6年) 38.法令統治委員会議事 録(令和6年3月、令和6年10月) 39.令和6年度事業計画
21	ンス委員会を設置すべ	(2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置すること		37.法令統治委員会名簿(令和5~6年)
22	2	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準 (1) について】	51.スポーツインテグリティ講習会資料
23	2	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること		51.スポーツインテグリティ講習会資料
24	2,31713-3	(3) 審判員向けのコンプライア ンス教育を実施すること	【審査基準 (1) について】 令和 6 年度においては、佐賀国民スポーツ大会時に「スポーツ・インテグリティ講習会」として実施した。(令和 6 年10月 6 日。)	51.スポーツインテグリティ講習会資料

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、会計等 の体制を構築すべきで ある		【審査基準 (1) について】 会計顧問(公認会計士)を常置。常務理事会に法律専門家を配置しており、専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を行っている。 【審査基準 (2) について】 役員や各専門委員会委員の中の法律や会計の専門家のサポートを日常的に受けることができる。 すなわち、会計顧問(公認会計士)を常置、常務理事会に法律専門家を配置しており、また必要に応じて司法書士から助言を得ている。	
26		(2) 財務・経理の処理を適切に 行い、公正な会計原則を遵守する こと		23.「会計処理規程」 43.監事名簿
27		(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準(1)について】 「会計処理規程」に基づき適正な処理を行い、国庫補助金の適正な使用のために求められる法令やガイドライン(規程)を遵守している。	18.「会計処理規程」
28		(1) 財務情報等について、法令 に基づく開示を行うこと	【審査基準(1)について】 本連盟HPで公開している。 https://www.nihonsumo-renmei.jp/about/index.html	
29		(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準(1)について】 全日本相撲選手権大会選考基準を規程集に盛り込み、HPで公表している。 https://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/kitei.pdf	
30		(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ②	【審査基準(1)について】 財団法人日本相撲連盟スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明を公開している。 https://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/Sports_organization_Cabanas_code_202110_v2.pdf	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31		(1) 役職員、選手、指導者等の 関連当事者とNFとの間に生じ得 る利益相反を適切に管理すること	【審査基準 (1) について】 倫理規定第6条に規定 【審査基準 (2) について】 倫理規程の改正として、令和4年12月に明記。(令和5年1月1日施行)	14.「倫理規程」
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	. , , ,	成 すること 【審査基準 (1) について】 倫理規程の改正として、令和4年12月に策定	14.「倫理規程」
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	【審査基準(1)について】 「倫理規程」第4条に規定し、窓口を本連盟HPに公開している。 https://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/rinrikitei.pdf https://www.nihonsumo-renmei.jp/about/index.html 【審査基準(2)及び(3)について】 担当者の相談内容に関する守秘義務、情報管理に関する定め(条項)を、令和4年12月に整備。 【審査基準(4)について】 倫理規程第4条第6項に明記している。 【審査基準(5)について】 ガバナンス、コンプライアンス、インテグリティに係る講習の際、倫理規程について解説する中で、通報が正当な行 為として評価されるということを啓発している。	14.「倫理規程」 34.「倫理・資格・賞罰 委員会規程」 36.「法令統治委員会規 程」
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	通報制度の運用体制は、弁護士、	【審査基準(1)について】 倫理・資格・賞罰委員会及び法令統治委員会が所掌しており、委員には法律や行政、税務等の専門家 を配し、有識者を中心に整えている。	14.「倫理規程」 35.倫理・資格・賞罰委 員会名簿 37.法令統治委員会名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべき である	(1) 懲罰制度における禁止行為 、処分対象者、処分の内容及び処 分に至るまでの 手続を定め、周知すること	【審査基準(1)~(3)について】 「倫理規程」第1条、第3条および第5条に規定し、本連盟HPで公開している。 http://www.nihonsumo-renmei.jp/about/pdf/rinrikitei.pdf 【審査基準(4)について】 処分対象者に対する関係事項の書面による告知については、令和4年12月に改正を行い、実現。	14.「倫理規程」 34.「倫理・資格・賞罰 委員会規程」 44.通知書様式
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべき である	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び 専門性を有すること	【審査基準(1)について】 審査に当たる「倫理・資格・賞罰委員会」委員は、中立性・専門性を有する者が中心。 委員は、委員長・副委員長のほかは全員が外部者で、それぞれ専門性を有し、社会において責任ある 立場での経歴を有している者たちであるので、その中立性については信頼できる	35.倫理·資格·賞罰委 員会名簿(令和5~6年 度)
37	者等との間の紛争の迅	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	審査基準(1)~(3)について】 「競技者規程」第11条、「倫理規程」第5条第5項に定めている。	29.「競技者規程」 14.「倫理規程」 44.通知書様式
38	[原則11] 選手、指導 者等との間の紛争の迅 速かつ適正な解決に取 り組むべきである。	であることを処分対象者に通知す	【審査基準 (1) について】 処分対象者には、スポーツ仲裁の利用が可能であることを通知書によって通知している。	44.通知書様式
39	[原則12] 危機管理及 び不祥事対応体制を構 築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	【審査基準(1)~(4)について】 「危機管理規程」に規定 【審査基準(4)について】 危機管理規程第11条に、部会の構成として外部委員を入れる項目を追加した。 (令和4年12月)	45.「危機管理規程」

審査項目	E Dil	空水压口	4 T = 2 no	=T./E ++ *Z
通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、 事実調査、原因究明、責任者の処 分及び再発防止策の提言について 検討するための調査体制を速やか に構築すること ※審査書類提出時から過去4年以 内に不祥事が発生した場合のみ審 査を実施		45.「危機管理規程」 53.元早稲田大学相撲部 員による大麻取締法違反 事件に関する「処分通知 書」
41	び不祥事対応体制を構 築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査基準(1)について】 「危機管理規程」内で構築している。	45.「危機管理規程」
42	確保、コンプライアン スの強化等に係る指導	方組織等との間の権限関係を明確 にするとともに、地方組織等の組 織運営及び業務執行について適切 な指導、助言及び支援を行うこと	加盟団体については、「定款」第11章に規定	9.「定款」 46.加盟団体組織図 47.全国理事長・事務担 当者研修会開催要項 48.全国理事長・事務担 当者研修会資料 49.令和6年度加盟団体 全国協議会案内状 50.令和6年度スポーツ インテグリティ講習会案 内状 51.令和6年度加盟団体 全国協議会資料 52.令和6年度スポーツ インテグリティ講習会

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	る情報提供や研修会の実施等によ	国体時に開催している加盟団体全国協議会のほか、令和3年度から始めた全国理事長・事務担当者研修会を毎年開催	47.全国理事長・事務担 当者研修会開催要項 48.全国理事長・事務担 当者研修会資料